

# 上山市体育文化センター施設使用料

《消費税別》

施設名		単位	基本使用料（円）				
			入場料なし非営利使用料		入場料なし営利・宣伝目的使用料		
			高校生以下	その他の方	高校生以下	その他の方	
主競技場 (アリーナ)	全面	1時間 につき	1,100	2,200	2,200	4,400	
	1/2面		550	1,100	1,100	2,200	
	1/3面		366	733	733	1,466	
武道場	全面		425	850	850	1,700	
	1/2面(柔道・剣道)		212	425	425	850	
軽スポーツ ルーム	1室分		200	400	400	800	
	2室分		400	800	800	1,600	
	3室分(全面)		600	1,200	1,200	2,400	
各会議室及び役員室・放送室(1室につき)				125	250	250	500
軽食喫茶室				245	490	490	980
エコーホール	ホール			975	1,950	1,950	3,900
	舞台			490	980	980	1,960
研修室・講習室(1室につき)				245	490	490	980
楽屋(1室につき)		1日 につき	295	590	590	1,180	
ホワイエ(ギャラリーとして壁面のみ)			490	980	980	1,960	
施設及び敷地内共有スペース		1時間 1㎡につき		50		50	

## ご注意《使用料の算出について》

- 1 施設の基本使用料を算出する場合、1時間に満たない場合は、1時間とします。
- 2 施設を使用する者が入場者から入場料金を領収する場合の使用料は、次の表の左欄に定める入場料金の区分に応じ、それぞれ右欄に定める額を基本使用料に加算した額とします。

1人1回当たりの入場料金	加算する額
500円未満のとき	基本使用料の3分の1の額を加算
500円以上1,000円未満のとき	基本使用料の2分の1の額を加算
1,000円以上のとき	基本使用料の2倍の額を加算

- 3 入場料を領収する場合の「入場料」とは、いずれの名義を問わず、入場者から領収する入場の対価をいいます。
- 4 施設を準備のために使用する場合は、それぞれの基本使用料の2分の1の額とします。
- 5 施設及び敷地内共有スペースの使用料は、販売、宣伝その他の営業活動目的の使用について適用します。
- 6 施設及び敷地内共有スペースの使用料は、原則として主競技場で開催される催しに付随して使用するものについて許可いたします。
- 7 消費税として、上記の基本使用料から算定した額に100分の110を乗じて得た額(10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。)を納付いただきます。

使用料の積算に関してご不明な点があれば、何なりと職員までお尋ねください。

上山市体育文化センター指定管理者：シンコースポーツ株式会社

# 照明及び冷暖房使用料

《消費税別》

区 分		単 位	使用料(円)	
照 明	主競技場 (アリーナ)	全灯照明 (TV撮影等)	2,470	
		中間照明 (ハーフ)	1,410	
		基本照明	1,050	
	武道場	全灯使用	640	
		1/2部分使用	320	
	軽スポーツルーム (1室分)			170
	軽スポーツルーム (2室分)			340
	軽スポーツルーム (3室分・全面)			510
エコホール水銀灯			100	
冷 暖 房	主競技場 (アリーナ)		3,270	
	武道場		750	
	軽スポーツルーム (1室分)		450	
	軽スポーツルーム (2室分)		900	
	軽スポーツルーム (3室分・全面)		1,350	
	会議室及び役員室・放送室 (1室につき)		200	
	軽食喫茶室		490	
	エコホール	ホール	1,460	
		舞 台	490	
	研修室・講習室		490	
	楽屋 (1室)		200	
ホワイエ (ギャラリー)		100		

# 附属設備及び備品使用料

《消費税別》

照 明 関 係			品 名	単 位	使用料(円)
品 名	単 位	使用料(円)	地がすり	1 枚	490
ボーダーライト	1 列	200	演壇	1 式	540
アッパーホリゾントライト	1 列	200	上敷ござ	1 枚	100
ロアーホリゾントライト	1 列	200	平台	1 枚	100
フットライト	1 列	100	箱足	1 個	50
サスペンションライト	1 列	320	司会者演台	1 台	340
シーリングスポットライト	1 列	590	音響反射板 (照明付)	1 式	2,920
サイドスポットライト	1 組	490	指揮者用譜面台・指揮台	1 式	340
〃	1 組	490	楽土用譜面台	1 台	100
センタースポットライト (1kw)	1 台	490	高座用座布団	1 枚	200
〃 (2kw)	1 台	590	そ の 他		
リングライト	1 組	1,950	ガルサ-ヒ°ア (調律別)	1 台	3,210
			ビデオプロジェクター	1 台	1,950
			スライド映写機	1 台	1,460
			OHP	1 台	1,460
			ビデオデッキ・DVDプレーヤー	1 台	1,460
			スクリーン(大) ホール舞台	1 回	1,170
			スクリーン(小) 移動式	1 回	200
			展示パネル	1 枚	100
			長机	1 脚	100
			パイプイス	1 脚	10
			電光掲示板	1 組	980
			フロアシート	1 枚	50
			電気ポット	1 台	100
			ロールバックスタンド (手動)	1 台	980
			〃 (電動)	1 式	1,460
			持ち込み電気器具又は電源使用料	1 kw/H	100
音 響 関 係					
拡声装置 (有線マイク・スタンド 1本付)	1 式	1,460			
ダイナミックマイクロホン	1 本	540			
コンデンサーマイクロホン	1 本	650			
ワイヤレスマイクロホン	1 本	750			
CDプレーヤー・レコーダー	1 台	540			
カセット・MDデッキ	1 台	540			
ソロスピーカー	1 台	540			
マイクロホンスタンド	1 本	100			
舞 台 関 係					
所作台	1 台	200			
松羽目	1 回	1,170			
緋毛せん	1 枚	100			

※備考 照明関係使用料の算出は、1時間を単位とし、1時間に満たない場合は、1時間とし、その他の使用料の算出は、当該施設を専用使用する日ごととします。

# 上山市体育施設使用料一覧

《消費税別》

施設及び使用区分		単位	使用料(円)		使用時間		
			高校生以下	その他の者			
南部体育館 (西郷地区公民館横) 【月曜日休館】	アリーナ	1時間 につき	400	800	9:00~21:30		
	軽スポーツルーム		100	200			
中山体育館 (中山地区) 【月曜日休館】		1時間 につき	150	300	9:00~21:30		
中山運動広場 (中山地区) 【月曜日休館】		1時間 につき	100	250	6:00~19:00		
市民多目的運動広場 (弁天1丁目) 【月曜日休館】		1時間 につき	100	250	5:00~19:00		
市民テニスコート (弁天1丁目) 【月曜日休館】	テニスコート	1時間 につき1面	100	300	6:00~19:00		
	練習用コート	1時間 につき1人	100				
農業者等 トレーニングセンター (宮川中学校の前) 【月曜日休館】	体育館	1時間 につき	300	600	9:00~21:30		
	トレーニング室	1時間 につき1人	100	200			
市民総合運動広場 (体育文化センター横)	テニスコート	テニスコート	1時間 につき1面	200	400	5:00~21:00	
		夜間照明施設		700			
	グラウンド	グラウンド	1時間 につき	300	600		
		夜間照明		全灯	4,000		
				1/2灯	2,000		
放送設備		400					
生涯学習センター (東町)	体育館	全面	1時間 につき	400	800	9:00~21:30	
		1/2面		200	400		
	研修室			200	400		冷暖房料1時間200円
	会議室			200	400		
	グラウンド			150	300	5:00~19:00	
	ゲートボール場			無料			
	弓道場			無料			

※ご注意(使用料の算出について)

- 1 使用料を算出する際、1時間に満たない場合は1時間とします。
- 2 入場料を徴収する場合は標記使用料の3倍、営利を目的とする場合は5倍とします。
- 3 市外の者については、標記使用料の2倍を徴収します。(生涯学習センター、市民プールを除きます。)
- 4 電源使用の場合は、実費相当額を加算します。
- 5 使用料は標記額に1.10を乗じた額とし、10円未満の端数が生じたときはこれを切捨てます。